

共に生きるために

いじめ、ネット炎上、ヘイトスピーチ、そして終わりの見えない戦争――。

世界には、さまざまな問題が山積しています。

それらの問題に立ち向かい、多様な人々と共に生きていくためには、生徒たちの人権に対する感性を磨くことが重要です。

よりよく生きるための学びである道徳科において、

「人権」について考えることを大切にしたい。

光村図書は、正面から人権を扱いました。



自分も他者も大切に 感覚を養う

「自分を大切にすること」「自分と同じように他者を大切にすること」
「大切にされていないと感じたときには、それを改めること」
人権に対する感覚を養うため、さまざまな教材を用意しました。

私の話を聞いてね



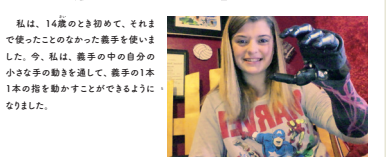
こんにちは。私の名前は、ペイジです。
私の話を聞いてね。



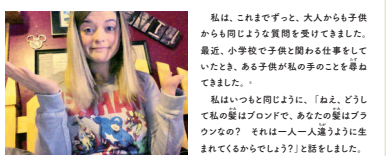
アメリカで暮らす、ペイジ・エドワーズさん。
彼女は、インターネット上に日々大量に流れている、個人または集団を一方的に攻撃したり批判したり、おとしめたりするコメントを見て、心を痛めていた。そこで、自らの姿を公開し、自分の考えを示そうと、写真共有サイトに投稿をしたという。当時、ペイジさんは、十七歳だった。ペイジさんの投稿は、たくさんの人々がそれぞれにもっている考えの中の一つにすぎない。ただ、自分の考えを知ってほしいと願って投稿したペイジさんのメッセージは、私たちにも何かをさせてくれるのではないだろうか。



私は、生まれつき右手の指がありません。でも、みんなができることは全部できます。



私は、14歳のとき初めて、それまで使ったことなかった義手を使いました。今、私は、義手の中の自分の小さな手の動きを通して、義手の1本1本の指を動かすことができるようになりました。



私は、これまでずっと、大人からも子供からも同じような質問を受けてきました。最近、小学校で子供と関わる仕事をしていたとき、ある子供が私の手のことを尋ねてきました。

1年 「25 私の話を聞いてね」p.118

差別

を許さない



1年 「26 差別の根底にあるものは？」p.122

尊厳 を守る

あつてはならない違い

あつてはならない「違い」をなくすためには、どんな考えが大切なのだろう。

私たちの生活の中には、さまざまな「違い」があります。それらの「違い」は、あつていいものでしょうか。考えをふりかえり、あつてはならない「違い」をなくすために、どんな考えが大切なのだろう。



まほびをプラス



3年 「26 あつてはならない違い」p.130

多様性

を認める



3年 「27 ソーシャル・ビュー —— 見えない人と楽しむ美術鑑賞」p.133

他者を 尊重 する



「外国の子だからこうだと思っていたけど、話してみたらあまり変わらなかった。」とか。

QR コンテンツ

星野ルネさんインタビュー

カメルーン生まれ、日本育ち

差別や偏見のない社会をつくるために、みなさんにはどんな考えが大切なのだろう。



2年 「26 カメルーン生まれ、日本育ち」p.122



2年 「25 境界線を溶かすチョコレート」p.118

集中してじっくりと学ぶ

人権について、しっかりと、じっくりと考えられるよう、「共に生きるために大切なこととは？」というユニットを設けました。各学年三つの教材とコラムで構成しています。

人権
持続可能な
社会のために

私たちがもっている
人権って？

国際理解・国際貢献

公正・公平・社会正義

むこう岸には

26 差別の根底にあるものは？

相互理解・寛容

25 私の話を聞いてね

共に生きるために
大切なこととは？

僕たちは、
みんな人権を
もっているんだって。

えっ。
人権って、何かな。

次の、「25 私の話を聞いてね」、
「26 差別の根底にあるものは？」、
「27 むこう岸には」を読んで、
私たちがもっている人権について、考えてみよう。



人は、一人の例外もなく、自由で、かけがえなく尊いもの。全ての人が平等に人権をもっている。
(世界人権宣言 第1条より)

117

1年ユニット 「共に生きるために大切なこととは？」

僕たちが抱えている
人権の問題って、
何だろう。

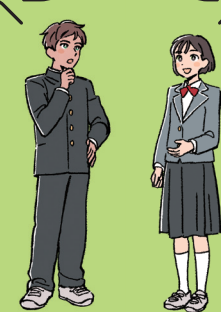
全ての人の人権を
守れているのかな。



2年ユニット とびら

人権を大切にすると、
どういうことだろう。

どうすれば、人権を
大切にできる社会を
つくっていけるんだろう。



3年ユニット とびら

各学年に配したユニット

「共に生きるために大切なこととは？」には、
とびらを付け、学年のキャラクターが、
生徒をユニットの学びに誘います。
学習時期は、法務省の人権擁護機関で
定める「人権週間」に合わせました。

とびらに付いているQRコードからは、
「世界人権宣言」「子どもの権利条約」
「日本国憲法前文」を読むことが
できるようにしました。読みたいときに
いつでもアクセスすることができ、
権利について考えることができます。

共に生きるために大切なこととは？

「世界人権宣言」を読んでみよう

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、
1989年11月20日、第44回国連総会において採択されま
す。

子どもの権利条約は、子ども(18歳未満の人)が権
利の主体であることを明確に示しています。子ども
一人ひとりに、一人の人間としてさまざまな
権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮
が必要な、子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。



第2条 差別の禁止

共に生きるために大切なこととは？

「世界人権宣言」を読んでみよう

「子どもの権利条約」を読んでみよう

「日本国憲法 前文」を読んでみよう

共に生きるために大切なこととは？

「世界人権宣言」を読んでみよう



第1条 人としての自由・尊厳・権利

人は、一人の例外もなく、自由で、かけがえなく尊いもの。すべての人が平等に人権を持っています。人間には、学び考え判断する力と、すべきことを勧め、すべきでないことを避けるような心が備わっています。仲のよい人や仲の悪い人、好きな人や嫌いな人、敵や味方がいても、だれをも人として大切にすべきです。



第2条 差別は絶対にだめ

人は、どんな理由によっても差別を受けることはありません。差別されないで自由に生きる。世界のどこに住んでいても、だれもが持つ人権です。差別はとくに社会的に弱い立場に置かれている人びとに向けられます。また差別は、しばしば複雑に絡みあって起こります。これは複合

共に生きるために大切なこととは？

「日本国憲法 前文」を読んでみよう

1946年(昭和21年)に公布された、「日本国憲法」は、国の在り方を定めた基本的なルールで、前文および、11章103条から成ります。前文には、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の三原則がはっきりと示されています。

日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くもの

人権と向き合うために

三年間を通して、人権について生徒に知ってほしいこと、考えてもらいたいことをコラムにしました。
一年から三年まで、系統立てて掲載しています。

三年間を通じて、しっかりと知識を積み重ねられるようにしました。

1年

「わたし」や「あなた」には、どんな権利があるのかを学ぶ。

2年

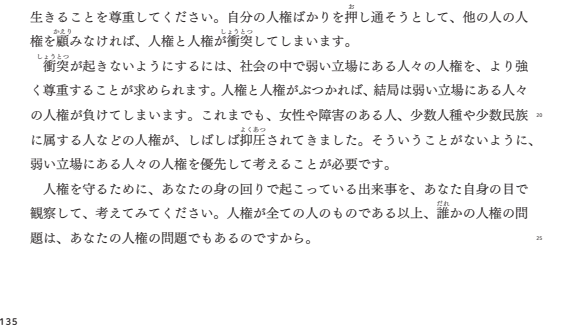
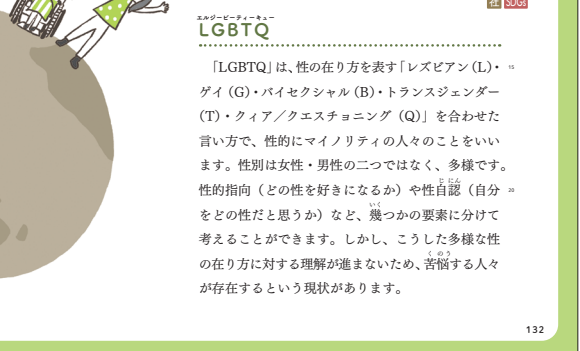
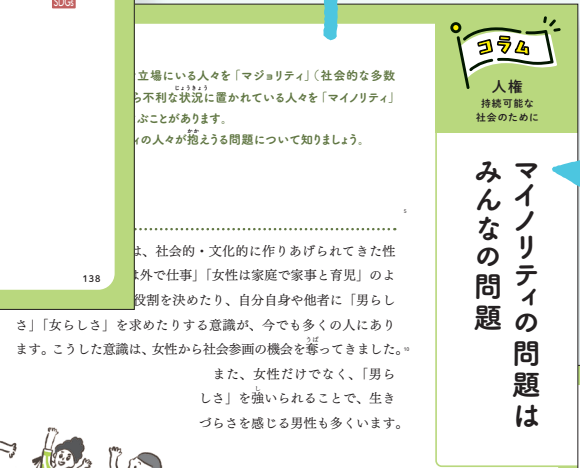
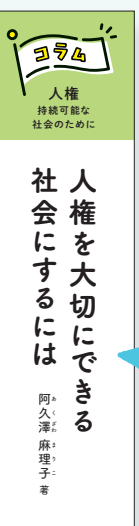
現代の日本社会において人権が守られていない事実に向き合う。

3年

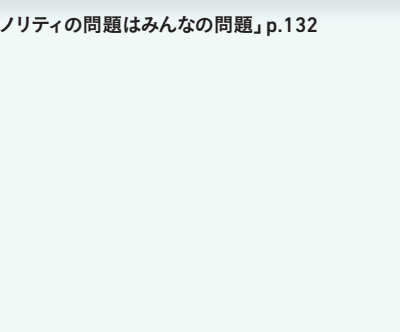
人権を守るために、私たちはどうすればよいかを考える。



1年 「コラム 人権 私たちがもっている人権って?」p.134



135



138

多くありました。また、病気や障害に対する知識が足りないせいで、偏見や差別が生まれることも少なくありません。

多様なルーツ

日本には外国にルーツをもつ人が増えています。親やその前の代に日本にきた人、仕事や勉強のために来た人、迫害されて母国を脱出し、日本へやって来た人などです。日本国籍がない人は、参政権がなく、仕事にも制限があります。言語・文化の違いや歴史的背景が理解されず、差別や不当な扱いをされることもあります。

特に、親や祖父母が外国人だという人の中には、外見で判断され、軽い気持ちでからかいの言葉をかけられたり、いじめにあったりすることで苦しんでいる人も多くいます。

あなたが当事者として悩んだり、周囲に苦しんでいる人を知ったりしたときは、次のような相談窓口を活用しましょう。

- ◆児童相談所相談専用ダイヤル（厚生労働省） 0120-189-783
- ◆24時間子供SOSダイヤル（文部科学省） 0120-0-78310
- ◆子どもの人権110番（法務省） 0120-007-110
- ◆子どもと家族の相談窓口（日本精神保健福祉士協会） kodomotokazoku@jamhsw.or.jp

133

2年 「コラム 人権 マイノリティの問題はみんなの問題」p.132

人権は、「human rights」と「s」が付くもの

人権を英語で記すと「human rights」。「人間の権利」という意味です。「s」が付いているから、人権は具体的に、数えられるものということになります。それでは、これらの権利は、どのように生まれてきたのでしょうか。

人権は、歴史の中で「人間らしく生きたい」と声を上げた人々の願いが、社会の共通ルールとなって生まれてきたものです。けれどそれらは、初めから全ての人々のものとはいえませんでした。例えば、アメリカ独立宣言（1776年）やフランス人権宣言（1789年）は、王政に対する市民の抵抗から生まれ、全ての人が自由で平等な権利をもつことをうたっていました。しかし、独立宣言がなされた当時のアメリカ合衆国では奴隷制度が存在し、黒人は排除されていました。また、フランス人権宣言は、女性の権利を想定していませんでした。

人権を大切にできる社会をつくるために

人権が全ての人々のものであると世界に宣言されたのは、第二次世界大戦の大きな被害を経験した後のことでした。1948年12月10日、国際連合総会は、世界中の全ての人が幸せに生きるため、「これだけは絶対に守られなければならない」ものを、30の条文にまとめ、世界人権宣言として採択しました。そして、特定の民族に属する人々が迫害・虐殺された歴史を二度と繰り返さぬよう、差別は絶対に許されないとの原則が示されました（第2条）。

では、人権が守られる社会をつくるために、私たちは、どのように行動すべきでしょう。例えば、車椅子の人がコンサートに行くことが難しいという事実は、「行きたい場所に移動すること」（第13条）、「文化を楽しむこと」（第27条）が人権として保障されていないことになります。その人に障害があるからではなく、社会が障害を作り出しているからです。人にはさまざまな違いがあり、違いに応じた調整や支援が行われなければならない。そのために私たちは、社会に働きかけていく必要があるのです。違いを認め合い、差別のない社会をつくるために、人権について知り、全ての人を尊重し、社会に参画していくことが、私たちに求められているのです。

139

3年 「コラム 人権 人権を大切にできる社会にするには」p.138

人権という難しいテーマを、考えやすく、親しみやすくするために、漫画や挿絵を用いて解説しました。